

## 阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱

### （設置）

第1条 阪神西部（武庫川流域圏）地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進計画案について協議すること。
- (2) 阪神西部（武庫川流域圏）地域における総合治水の推進に関すること。

### （協議会委員）

第3条 協議会に、別表第1に掲げる委員を置く。

- 2 委員の任期は、3年を限度とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### （会長）

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

### （会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。
- 4 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第6条 委員(国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。)が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(ワーキング)

第8条 協議会に、協議会で協議すべき原案等のうち、市域、流域に関する事項等を具体的にかつ専門的に調査検討し、委員を補佐するため、上、中、下流域別にワーキングを設置する。

2 各ワーキングに、別表第2から別表第6までに掲げる者(以下「ワーキング構成員」という。)を置く。

3 ワーキング構成員は、再任されることができる。

4 ワーキング構成員は、他のワーキング構成員を兼ねることができるほか、委員を兼ねることができる。

5 各ワーキングに座長を置く。

6 地域別ワーキングの座長は、阪神南県民局西宮土木事務所武庫川対策室長の職にあるワーキング構成員をもって充てる。

7 座長及びワーキングの会議については、第4条第3項及び第5条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

8 ワーキング構成員に対しては、第6条及び前条の規定を準用し、謝金及び旅費を支給する。

(事務局)

第9条 協議会及びワーキングの庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県阪神南県民局西宮土木事務所をもって充てる。

3 ただし、ワーキングの事務局は開催地を所管する土木事務所をもって充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会及びワーキングの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 2 4 年 1 0 月 2 日から施行する。

( この要綱の失効 )

2 この要綱は、平成 2 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条第1項関係）

（順不同、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	川谷 健	神戸大学名誉教授
兵庫県	平野 正幸	兵庫県民局長
	藤田 隆司	阪神南県民局長
	常松 貞雄	阪神北県民局長
	梅谷 順子	丹波県民局長
流域圏市	中島 信	神戸市建設局長
	岩田 強	尼崎市副市長
	本井 敏雄	西宮市副市長
	岡本 威	芦屋市副市長
	川村 貴清	伊丹市副市長
	山下 稔	宝塚市副市長
	吉岡 正剛	三田市副市長
	平野 斉	篠山市副市長
県 民	山下 政司	神戸市北区道場町連合自治会長
	松井 定雄	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会理事 （武庫支部長）
	（調整中）	西宮市
	（調整中）	芦屋市
	（調整中）	伊丹市
	森田 大和	宝塚市花の道自治会長
	藤村 晴彦	三田市区・自治会連合会会長
	中本 日出義	篠山市当野自治会長
関係団体	（調整中）	兵庫六甲農業協同組合（JA兵庫六甲）
	加藤 哲夫	篠山市森林組合代表理事組合長
	伊藤 道司	NPO法人ひょうご地域防災サポート隊代表

## 別表第2（第8条第2項関係）

上流域ワーキング（神戸市、三田市、篠山市）

（順不同、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
兵庫県	樋口 和夫	阪神北県民局宝塚土木事務所武庫川対策室長
	中野 光雄	神戸県民局神戸土木事務所企画調整担当主幹
	前田 准平	神戸県民局神戸土木事務所まちづくり参事
	古川 仁	神戸県民局神戸土木事務所河川課長
	野北 浩三	神戸県民局総務室主幹
	高見 忠良	阪神北県民局宝塚土木事務所企画調整担当主幹
	宮坂 清志	阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり参事
	永井 義明	阪神北県民局阪神農林振興事務所副所長
	河野 豊	阪神北県民局総務企画室長
	黒田 正勝	丹波県民局丹波土木事務所企画調整担当主幹
	出野上 聡	丹波県民局丹波土木事務所まちづくり参事
	小舟 博文	丹波県民局丹波農林振興事務所副所長
	中村 直人	丹波県民局総務企画室主幹兼企画防災課長
流域圏市	高田 三四郎	神戸市建設局下水道河川部河川課長
	吉本 幸宏	神戸市建設局下水道河川部保全企画担当課長
	三木 敦史	神戸市危機管理室計画担当課長
	土井 敏	神戸市北区役所総務課長
	本荘 敏和	三田市都市整備部道路河川課長
	羽路 寿広	三田市経済環境部農業振興課長
	坂本 公績	三田市総務部防災安全課長
	近成 和彦	篠山市まちづくり部地域整備課長
	倉 剛史	篠山市農都創造部農都創造課長
	山本 寿幸	篠山市市民生活部市民安全課長
県 民	山下 政司	神戸市北区道場町連合自治会長
	藤村 晴彦	三田市区・自治会連合会会長
	藤野 稔	三田市防災リーダーの会
	中本 日出義	篠山市当野自治会長

## 別表第3（第8条第2項関係）

中流域ワーキング（伊丹市・宝塚市）

（順不同、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
兵庫県	樋口 和夫	阪神北県民局宝塚土木事務所武庫川対策室長
	高見 忠良	阪神北県民局宝塚土木事務所企画調整担当主幹
	宮坂 清志	阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり参事
	永井 義明	阪神北県民局阪神農林振興事務所副所長
	河野 豊	阪神北県民局総務企画室長
流域圏市	西川 孝一	伊丹市都市基盤部都市基盤室下水道課長
	東 高文	伊丹市都市活力部都市整備室長兼都市計画課長
	井手口 敏郎	伊丹市総務部危機管理室主幹
	足立 孝博	宝塚市都市安全部生活安全室長兼水政課長
	吉長 円	宝塚市都市安全部危機管理室総合防災課長
	金岡 厚	宝塚市上下水道局施設部下水道課長
	西本 学	宝塚市都市整備部都市整備室都市計画課長
	増田 充宏	宝塚市都市整備部都市整備室開発指導課長
県 民	永田 文也	伊丹市自治会連合会会長
	長澤 孝	伊丹市自治会連合会副会長
	森田 大和	宝塚市花の道自治会長

別表第4（第8条第2項関係）

下流域ワーキング（尼崎市）

（順不同、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
兵庫県	樋口 和夫	阪神南県民局西宮土木事務所武庫川対策室長
	田中 修平	阪神南県民局西宮土木事務所企画調整担当主幹
	常城 晋治	阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり参事
	雨宮 功	阪神南県民局尼崎港管理事務所副所長
	高橋 利雄	阪神南県民局総務企画室長
流域圏市	梶井 巖夫	尼崎市都市整備局土木部河港課長
	山崎 勝司	尼崎市都市整備局都市計画部開発指導課長
	長岡 敬一	尼崎市都市整備局下水道部計画担当課長
	藤川 浩志	尼崎市総務局防災安全部防災対策課長
県 民	田中 正三	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会理事 （小田支部長）

別表第5（第8条第2項関係）

下流域ワーキング（西宮市）

（順不同、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
兵庫県	樋口 和夫	阪神南県民局西宮土木事務所武庫川対策室長
	田中 修平	阪神南県民局西宮土木事務所企画調整担当主幹
	常城 晋治	阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり参事
	雨宮 功	阪神南県民局尼崎港管理事務所副所長
	高橋 利雄	阪神南県民局総務企画室長
流域圏市	上野 史雄	西宮市土木局下水道部下水計画課長
	清水 裕文	西宮市都市局都市計画部都市計画課長
	竹田 隆	西宮市防災危機管理局防災総括室地域防災啓発課長
県 民	室屋 俊一	西宮市鳴尾東コミュニティ協議会会長
	西川 彰一	西宮市用海地区団体協議会防災会会長

## 別表第6（第8条第2項関係）

下流域ワーキング（芦屋市）

（順不同、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
兵庫県	樋口 和夫	阪神南県民局西宮土木事務所武庫川対策室長
	田中 修平	阪神南県民局西宮土木事務所企画調整担当主幹
	常城 晋治	阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり参事
	雨宮 功	阪神南県民局尼崎港管理事務所副所長
	高橋 利雄	阪神南県民局総務企画室長
流域圏市	山城 勝	芦屋市都市環境部都市計画課長
	岩崎 満	芦屋市都市環境部下水道課長
	大上 勉	芦屋市都市環境部防災安全課長
県 民	堀 晃二	芦屋市自治会連合会会長
	極楽地 英子	芦屋市自主防災連絡協議会会長



## 阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進協議会公開要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱第10条の規定に基づき、阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

### （会議の公開）

第2条 会議は、原則公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員の協議により公開しないとしたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について報告を受け意見を述べる場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

### （会議の開催の周知）

第3条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに一定の方法により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 周知の内容は、会議の名称、日時、会場、傍聴手続その他必要な事項とする。

### （傍聴人の定員等）

第4条 傍聴人の定員は、会場の適正人員を超えない範囲で一定の傍聴席を設け、より多くの傍聴が得られるよう定めるものとする。

### （傍聴の申出等）

第5条 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開会予定時刻前までに、傍聴申出書（別紙様式）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

- 2 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、会議の開会前に抽選により決定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、傍聴を希望する者が定員に満たない場合には、会議開始後も、定員に達するまで傍聴の上申を認める。

### （傍聴できない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴できない。

- (1) 委員等、他の傍聴人に迷惑となるおそれのある物品を携帯し、着用している者
- (2) 議事を妨害することを疑うに足りることが明らかな態度を示す者
- (3) 児童及び乳幼児（ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りではない。）

### （傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (2) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (3) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(係員の指示)

第 8 条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 9 条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
  - (2) 傍聴人が第 7 条及び前条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。
- 2 前項第 2 号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはいない。

(傍聴人の意見陳述)

第 10 条 傍聴人は、会議中、会長が許可した場合に限り、意見を陳述することができる。

- 2 傍聴人は、意見を陳述するときは、すべて会長の指示に従わなければならない。

(議事録)

第 11 条 協議会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び会場
  - (2) 出席した委員の氏名
  - (3) 議事の内容
  - (4) その他協議会において必要と認める事項
- 2 議事録は、会長及び会長が指名する委員 1 名が署名して確定する。
- 3 議事録は、会議を公開した場合は公開とし、会議を非公開とした場合は非公開とする。ただし、協議会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(報道関係者の取扱)

第 12 条 報道関係者は、第 5 条の規定に関わらず、公開の協議会を傍聴することができる。

- 2 第 7 条から第 9 条までの規定は、報道関係者が公開の協議会を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

(ワーキングの準用)

第 13 条 第 2 条から前条までの規定は、ワーキングの会議の公開について準用する。

この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

(その他)

第 14 条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 10 月 2 日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

